Ⅱ　本県の学校給食のあゆみ

年　度	内　　容
昭和 5 年	水口町立水口小学校において、貧困児童、身体虚弱児を対象に補食給食として昼食給与が始まり、その後、長浜市立長浜小学校（昭和 7 年）、大津市立瀬田小学校（昭和 9 年）、五個荘町立五個荘北小学校（昭和 10 年）において貧困児・虚弱児のために栄養給食を実施し県内に拡大普及していったが、戦争による給食物資の極度な不足、社会情勢の混乱のため休止された。
昭和 22 年 2 月	アメリカからの援助物資である脱脂粉乳による給食が、大津・彦根・長浜の３市の小学校で実施され、これが次第に県内全域に波及した。
昭和 29 年	「学校給食法」の制定など学校給食の制度化と相まって、学校給食の普及率は飛躍的に上昇し、昭和 32 年で 34%を占めるようになる。
昭和 38 年	ミルク給食の義務教育諸学校全面実施の方策が国において打ち出され、これに対応して県内ほとんどの学校で、ミルク給食の実施が図られた。
昭和 45 年	保健体育審議会の「義務教育諸学校における学校給食の改善充実方策について」の答申が出され、学校給食の進むべき方向が打ち出されるとともに、県内の各学校においても漸次学校給食実施体制の整備充実が図られてきた。
昭和 46 年	文部省告示により学校給食実施基準、夜間定時制高校実施基準が一部改正され、所要栄養量の基準の改定が行われ、これに基づき「学校給食の食事内容について」の体育局長通知により、標準食品構成表が示され食事内容の充実が図られた。昭和 46 年の給食実施率は、小学校・中学校・夜間定時制高校全体で完全給食 78．5%、ミルク給食 20．7%、補食給食 0．8%と、100%の実施率であった。
昭和 49 年	学校給食専門職員である学校栄養職員が制度の切替えにより県費負担職員となり、本県では 54 名が適用された。
昭和 51 年	学校給食制度上に米飯が正式に導入され、食事内容の多様化が図られ、栄養に配慮した米飯の正しい食習慣を身に付ける見地からも教育上有意義であるとして、本県においても積極的な取り組みが行われた。委託炊飯工場として昭和 53 年に水口町に湖南工場が、昭和 54 年に彦根市に湖北工場が稼働し、これを機に米飯給食が急速に普及していった。これに伴い、地場産物を活用した郷土食がメニューに取り入れられ、日本古来の“はし”の使用とともに食文化継承としての教育活動が行われるようになった。
昭和 55 年	滋賀県小・中学校教育研究会保健部会のメンバーとして給食主任・栄養職員が位置づけられ、健康教育の中の給食指導として関係者と有機的な連携の中で充実した教育活動が継承されるようになった。
昭和 58 年	本県で「中日本学校給食研究協議会」が開催され、学校給食における教育効果について再認識された。
昭和 60 年	「学校給食研究指定校」が設けられ、秦荘町立秦荘西小学校がこれを受け、ランチルームでの給食指導を定着させる等、教育効果を上げたのをきっかけに、継続して研究推進校を指定し、昭和 63 年には中学校として初めてマキノ町立マキノ中学校が指定された。
昭和 62 年	県指定による「学校・家庭連携推進地域指定」が設けられ、竜王町学校給食センターが受け、同時に竜王町が日本体育・学校健康センターの昭和 62・63 年度「学校・家庭連携推進地域指定」も合わせて受けた。学校給食をもとに地域ぐるみで郷土の特色を持った食教育に取り組み、家庭・地域の教育力の高揚に努めた。

年　度	内　　容
平成元年	本県で初めて文部省の「学校給食改善研究指定校」として、栗東町立治田西小学校が受けた。みんなが進んで取り組む楽しい給食を求めて、学校給食の充実が図られた。4 月には学習指導要領の改訂に伴い、学校給食は特別活動に位置づけられ、学校給食指導における専門職としての学校栄養職員の果たす役割が強調された。
平成２年	新規採用学校栄養職員研修が実施された。また、4 月から米生産県としての本県独自の施策として、学校給食用米穀供給補助事業が実施され、学校給食に良質米を供給し、米飯給食の推進および日本型食生活の定着に努め始めた。
平成４年	中堅学校栄養職員研修の宿泊研修が全国６ブロックで実施されることになり、近畿ブロックで最初の開催県となった。
平成５年	7 月、「第 34 回全国学校栄養職員研究大会」を大津市民会館を中心として開催し、全国から約 1,600 名の参加をみた。第 1 日目は全体会、第 2 日目は７分科会を開催した。
平成６年	平成 5 年度産米が、異常気象の下で戦後最低の作柄となり、平成６年度学校給食用米穀は 4～10 月の間、従来の政府米にかえて自主流通米を供給することとなり、本県においても県内産の日本晴で対応した。
平成 7 年	11 月 1 日より新食糧法が施行。「学校給食用米穀取り扱い要領」等が変更された。
平成 8 年	学校給食用米穀の政府値引き率が引き下げられた。5 月末より学校給食において、病原性大腸菌 O157 による食中毒が全国各地で発生した。県では対策会議（教育委員会内に緊急対策チームを設置）を開催し、その予防と対応にあたり、夏季休業中に学校給食施設等の緊急点検を行った。8 月の「学校環境衛生の基準」の一部改訂に伴い、日常点検等の充実を図るなど、衛生管理の徹底に努めた。 8月中旬に本県２巡目の新規採用学校栄養職員近畿ブロック宿泊研修を大津市で開催した。
平成９年	4 月に「学校給食衛生管理の基準」が示され、この基準に基づいて衛生管理の徹底に努めることとなった。5 月には、東海・北陸・近畿ブロック学校給食研究協議会（文部省・15 府県参加）を大津市で開催し、現下の諸課題について協議した。 新規採用学校栄養職員研修に校内研修が含まれるとともに、新たに経験者研修が実施されることになった。 国の財政構造改革の一環として、6 月の閣議において、学校給食用米穀の値引き措置の廃止が決定され、集中改革期間の 3 年間（平成 10 年～12 年）で段階的に廃止されることになった。これにより、自主流通米対応へ移行する都道府県も多くなったが、本県ではこの間も政府米の供給を行うこととした。
平成 10 年	4 月に県内各中学校で「心を育む学校給食週間」を実施し、生徒の心に思いやりと豊かさを育むための種々の取り組みを行った。 文部省では、平成 10 年度から新たに「健康教育総合推進モデル事業」（3 ヶ年）を開始し、多賀町が「望ましい食習慣の育成」を課題に地域指定を受けた。 6 月、文部省より、食に関する指導の充実についての通知が出され、さらに同月の教育職員免許法の一部改正に伴い、食に関する指導を実施するため、学校栄養職員の特別非常勤講師としての活用を図ることとなった。 10 年度～12 年度まで文部省の「パソコンを活用した食に関する指導の実践研究」を 8 ヶ所（大津市 3 ヶ所、草津市、甲南町、近江八幡市、愛東町、長浜市）が受け、情報通信等を活用した食に関する指導についての実践研究に取り組んだ。

年　　度	内　　容
平成 12 年	4 月「特別非常勤講師としての学校栄養職員の活用について」を通知し、各市町村に推進を図った。 八日市市が文部省の「衛生管理推進地域指定」（3 年間）を受け、効果的な衛生管理体制のあり方について、実践的な研究を行った。水口小学校が文部省の「食生活に関する教育実践事業」を、愛東町が日本体育・学校健康センターの「学校給食における学校・家庭・地域連携推進事業」を受け、望ましい食生活のあり方の実践研究を行った。 学校給食用牛乳供給事業の改正により、２学期から入札制度による供給になった。 また、本県における学校給食用米穀は平成 13 年 1 月から政府米「日本晴」を自主流通米「こしひかり」に変更することになった。
平成 13 年	日本体育･学校健康センターが年度末で学校給食用小麦粉の取り扱いを廃止することとなった。県学校給食会は 14 年度以降の供給が円滑に行えるよう物資選定委員会を開催し、新たな供給システムと県内産小麦の使用について検討を行った。その結果、14 年度よりパン、ソフト麺に 10%の県内産小麦を使用し、また希望の市町へ無洗米の供給を実施した。
平成 14 年	県全体の取り組みである「湖国菜の花エコプロジェクト」の一環として、県教育委員会では「菜の花でうみのこを動かそう事業」を開始した。各校で菜の花を栽培し、その油を学校給食で使用し、廃油は学習船「うみのこ」の燃料とする事業で、平成 15 年 10 月～11 月に、県内の小学校および小学校の全学校給食調理場において、菜種油の特徴を生かした料理を取り入れた。また、児童にその日の献立への関心をより深めさせるため、学校栄養職員を中心とした食に関する指導が行われた。 15 年 3 月、学校給食衛生管理の基準が一部改訂された。
平成 15 年	5 月、学校給食における栄養所要量の基準が改訂され、食に起因する健康問題が深刻化している現代において、学校給食の果たす役割から栄養所要量の考え方が大きく変わった。愛東町が文部科学省の「安全かつ安心な学校給食推進事業」の推進地域（2 年間）となり、生産、納入業者等と連携した安全かつ良質な物質の供給や安全かつ安心な学校給食の実施に関した研究を行なった。甲賀町が日本体育・学校健康センター（平成 15 年 10 月より独立行政法人日本スポーツ振興センター）の「学校給食における学校・家庭・地域連携推進事業」を受け、望ましい食生活のあり方の実践研究を行った。6 月、日本体育・学校健康センターおよび県学校給食会と共催し、文部科学省の後援のもと、「中日本学校給食衛生管理講習会」を米原町学校給食センターを会場に開催し、学校栄養職員等が各都道府県において衛生管理指導者として適切な指導・助言が行えるよう研修を行った。
平成 16 年	平成 15 年度産米の作柄が悪く、平成 16 年 2 月から 10 月まで県奨励品種の「秋の詩」と「日本晴」のブレンド米となった。また、平成 16 年度からパン、ソフト麺に 20%の県内産小麦を使用することになった。 近江八幡市が文部科学省の「学校を中心とした食育推進事業」を受け、学校から情報を発信し、家庭や地域の団体と連携、協力して食育を推進する取り組みを実施した。 5 月、食育を推進していく上で特に学校における食に関する指導体制を整備することが必要であることから、栄養教諭制度の創設を柱とする学校教育法等の一部を改正する法律が公布された。 平成 17 年 3 月、学校給食衛生管理の基準が一部改訂された。
平成 17 年	平成 17 年度から（3 年間）「栄養教諭育成講習事業」（教育職員免許法附則第 18 項）の開催により、学校栄養職員が栄養教諭免許を取得するために必要な単位について受講した。

年　　度	内　　容
平成 17 年	文部科学省指定「学校を中心とした食育推進事業」を近江八幡市と浅井町が受け、学校から情報を発信し、家庭や地域の団体と連携、協力して食育を推進する取り組みを実施した。 平成 17 年度から長浜市が独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校給食における学校・家庭・地域連携推進事業」（2 年間）を受け、望ましい食生活のあり方について実践研究を行った。 県では、「湖っ子食育推進事業」により学校における食に関する指導のあり方や推進の仕方を検討し、食育を推進する取り組みを始めた。 平成 18 年 1 月、県では、栄養教諭制度の導入の趣旨や職務内容等を明記した「栄養教諭制度について」を通知した。
平成 18 年	県内に栄養教諭(小学校 4 名）が配置され、食育推進モデル校として学校における食育推進の充実を図った。 文部科学省委嘱事業「栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業」を大津市（瀬田東小)、彦根市（稲枝東小）が受けた。「地域に根ざした学校給食推進事業」を近江八幡市（八幡小)、守山市（守山小）が受け、学校給食に地場産物を積極的にとり入れ、生きた教材として食に関する指導を行う実践研究を行った。
平成 19 年	県内に栄養教諭 7 名（小学校 5、中学校 1、県教委 1）が配置され、合計 11 名になった。 文部科学省委託事業「栄養教諭を中核とした学校・家庭・地域の連携による食育推進事業」を長浜市（長浜小)、野洲市（野洲小）が受け、また「地域に根ざした学校給食推進事業」を米原市（米原小)、東近江市（能登川東小）が受けて、家庭や地域と連携した食育推進に取り組んだ。平成 19 年～20 年度の 2 年間、甲賀市（柏木小）が独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校給食における学校・家庭・地域連携推進事業」を受け、望ましい食生活のあり方について実践研究を行うことになった。さらに、高島市（マキノ中）が財団法人滋賀県学校給食会主催の「湖っ子食育推進支援事業」により、栄養教諭が中心となり学校が家庭や地域の団体と連携協力しながら食育の推進に取り組んだ。 6 月「滋賀県食育推進計画～まるごと“おうみ”いただきますプラン～」が策定され、平成 23 年度までの５年間を対象とした食育推進の基本となる計画が定められた。
平成 20 年	県内に栄養教諭 4 名（小学校 2、中学校 2)が配置され、合計 15 名になった。 文部科学省委託事業「子どもの健康を育む総合食育推進事業」を東近江市（八日市南小)、草津市（老上小)、西浅井町（西浅井中）が受け、家庭や地域と連携した食育推進に取り組んだ。また、甲賀市（柏木小）は昨年度に引き続き、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「学校給食における学校・家庭・地域連携推進事業」により、望ましい食生活のあり方について実践研究を行った。さらに、県立草津養護学校が財団法人滋賀県学校給食会主催の「湖っ子食育推進支援事業」により、学校が家庭や地域と連携協力しながら食育の推進に取り組んだ。